

目 次

第1章	総 則	1	2	過去問全肢 解析講座 テキスト
	第1項 目的等	3		
	第2項 適用	9		
第2章	業務災害及び通勤災害	15	8	過去問全肢 解析講座 テキスト
	第1項 業務災害	17		
	第2項 通勤災害	33		
第3章	給付基礎日額	47	34	過去問全肢 解析講座 テキスト
	第1項 給付基礎日額	49		
	第2項 休業給付基礎日額のスライド	55		
	第3項 年齢階層別の最低・最高限度額	61		
	演習問題	／ 66		
第4章	保険給付	73	38	過去問全肢 解析講座 テキスト
第1節	保険給付の種類等	75	38	
	第1項 保険給付の種類等	75		
第2節	傷病に関する保険給付	78	38	
	第1項 療養（補償）給付	78		
	第2項 休業（補償）給付	85		
	第3項 傷病（補償）年金	91		
第3節	障害に関する保険給付	98	54	
	第1項 障害（補償）給付	98		
	第2項 障害（補償）年金前払一時金（法附則59条）	110		
	第3項 障害（補償）年金差額一時金	112		
第4節	要介護状態に関する保険給付	115	58	
	第1項 介護（補償）給付（平成8年4月1日施行）	115		

第5節	死亡に関する保険給付	119	60
	第1項 遺族（補償）給付（法16条）	119	
	第2項 遺族（補償）年金	120	
	第3項 遺族（補償）年金前払一時金（法附則60条）	128	
	第4項 遺族（補償）一時金	130	
	第5項 葬祭料（葬祭給付）	134	
第6節	脳血管疾患及び心臓疾患（過労死）の予防のための保険給付	136	68
	第1項 二次健康診断等給付（平成13年4月1日施行）	136	
	演習問題 /	140	

第5章 給付通則等 147 72

過去問全肢
解析講座
テキスト

第1節	給付通則・社会保険との併給調整	149	72
	第1項 給付通則	149	
	第2項 内払処理・充当処理	156	
	第3項 社会保険との併給調整	161	
	第4項 支給制限・一時差止め	165	
	第5項 費用徴収	168	
第2節	損害賠償との調整	172	90
	第1項 第三者行為災害による損害賠償との調整	172	
	第2項 民事損害賠償との調整	180	
	演習問題 /	188	

第6章 社会復帰促進等事業 197 92

過去問全肢
解析講座
テキスト

	第1項 社会復帰促進等事業の概要	199	
	第2項 特別支給金	201	

第7章 特別加入 213 100

過去問全肢
解析講座
テキスト

	第1項 特別加入の対象者	215	
	第2項 加入の効果	222	

第8章 不服申立て及び雑則等 231 108

	第1項 不服申立て	233
	第2項 費用の負担	236
	演習問題 /	242

労働者災害補償保険法 条文 / 246

索引 / 284

第 1 章

過去問全肢解析講座 ▶ テキスト 2 頁

総 則



第1項 目的等

労働災害が発生した場合、使用者には**労働基準法による災害補償の義務**が発生します。しかし、その災害補償額はかなり高額となることが多く、その履行が容易ではありません。さらに、業務上外の認定にも使用者の恣意的判断が入り込みやすくなるため、被災労働者の**迅速かつ公正な保護に欠ける**こととなります。

そこで、被災労働者の迅速かつ公正な保護を図るため、労働基準法による災害補償義務を保険化することとして、事業主が保険料を全額負担し、被災労働者に対して保険給付等を行うことにより、事業主の負担の軽減にも資することとしました。さらに、昭和48年12月1日からは、法改正により、**通勤災害**もその保護の対象とされています。

* 上記のような目的であるため、労働基準法と労働者災害補償保険法はともに、昭和22年4月7日、同日に公布されていますし、ともに同年9月1日から施行されています。

1 ■ 目的（法1条）

労働者災害補償保険は、**業務上の事由又は通勤**による労働者の**負傷、疾病、障害、死亡等**に対して**迅速かつ公正な保護**をするため、**必要な保険給付**を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の**社会復帰の促進**、当該労働者及びその**遺族の援護**、**労働者の安全及び衛生の確保等**を図り、もって労働者の**福祉の増進**に寄与することを目的とする。

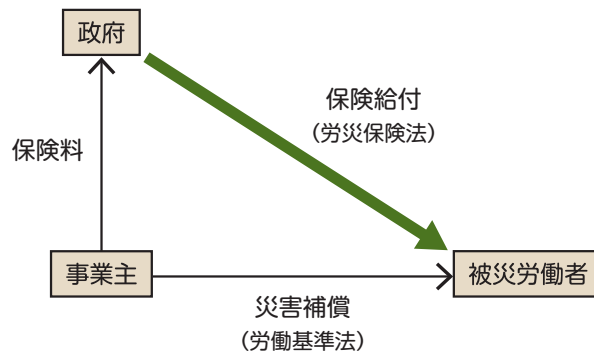
〈H13選・22選〉

解 説

平成13年4月1日より、保険給付に「二次健康診断等給付」という事前予防的給付を創設したため、保険事故について「負傷、疾病、障害、死亡等」と、「等」がつけられることになった。二次健康診断等給付が創設される前の労災保険法による保険給付は、保険事故が発生した後の事後補償的給付のみだったため、二次健康診断等給付の創設は、非常にインパクトのある保険給付である。



安衛法1条では「労働者の安全と健康を確保する」と出てきましたが、労災保険法1条では「労働者の安全及び衛生の確保等」と出てきます。安衛法が労働災害を防止するための事前予防的法規であるのに対して、労災保険法は、保険事故が発生した後の事後補償的法規です。労災保険法ではすでに「健康は害されている」わけですから、「健康の確保」というわけにはいきません。再び労働災害が生じないためには、「衛生を確保」することが大切なのです。



上図で、被災労働者が労働基準法による災害補償と労災保険法による保険給付等を二重に受けることのないよう（二重填補・重複填補の防止）、労働基準法第84条で、労災保険法等との調整規定を設けています。

参考条文

【労働基準法第84条】（他の法律との関係）

- ①この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法又は厚生労働省令で指定する法令に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れる。
- ②使用者は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。

第1項の「この法律の災害補償に相当する給付が行われるべきものである場合」とは、保険給付等を現実を受けたことをいうのではなく、所定の事由が発生して保険給付等を受けることができる場合をいいます。例えば、労災保険法の規定による休業補償給付の支給要件を満たしているのであれば、被災労働者が実際に休業補償給付を受けていなくても、労働基準法による災害補償を行う義務は免れます。

なお、「厚生労働省令で指定する法令」とは、労働基準法の災害補償に相当する給付に関する法令を指定する省令（昭和42年労働省令第30号）により、次の法令が指定されています。

- (1)国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）
- (2)公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）
- (3)地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び同法第69条第1項の規定に基づく条例

第2項は、労働基準法の規定による災害補償を行つた使用者は、同一の事由については、災害補償にかかった費用の額を限度として、民法による損害賠償を行う義務がないことを規定したものです。

*精神的損害（慰謝料）や物的損害については、労働基準法による災害補償にも労災保険法による保険給付等にも含まれていませんので、「同一の事由」ということはできず、民法上の賠償義務は残存することになります。